

## 鳥取県告示第531号

平成22年鳥取県告示第353号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成22年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成22年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
倉吉市	変更前	関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町野添、余戸谷町、河原町、鍛冶町一丁目、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、仲ノ町、新町三丁目、西町、鴨川町、福守町、西倉吉町及び丸山町の各一部	平成23年3月31日まで
	変更後	関金町明高、関金町小泉、関金町米富、関金町野添、余戸谷町、河原町、鍛冶町一丁目、福吉町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、仲ノ町、新町三丁目、西町、黒見、小鴨、北野、鴨川町、福守町、西倉吉町及び丸山町の各一部	〃